

○松島和久委員長 ただいまより総務文教常任委員会を開会する。

当委員会に付託された議案は4件である。審査順序はお手元に配付の審査順表のとおり、総務部、行政経営部、教育委員会事務局として進めたいと思うが、御異議はないか。（異議なし）

総務部所管の議案の審査に入る。

議第52号「焼津市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○松島和久委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。（なし）

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。（なし）

◇採決の結果、議第52号「焼津市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○松島和久委員長 議第58号「焼津市個人情報保護条例及び焼津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○松島和久委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○岡田光正委員 1点だけ確認させてください。

いわゆる個人情報保護法に関して、国の番号法の第19条第7号のずれ、ここの部分の影響というのは、単に7号、8号のずれだけで大丈夫ですね。ほかのものについては問題ないですね。

○増井太郎総務課長 今回の御質疑ですけれども、19条で号が追加されたことによって既存の号がずれたということで、事務自体は変わりません。その条項ずれを修正するというような内容になっております。

以上です。

○岡田光正委員 だから、その号が入った部分のものが影響する事項というのはないんですね。

○増井太郎総務課長 ここだけになります。

○深田百合子委員 今回の一部改正はデジタル関係法が成立したということに伴うものですが、私は特に上の段の第34条、総務大臣から内閣総理大臣に変わるということで、これがすごく大きな問題に今受け止めております。

その前に、まず、デジタル関連法、6つの法案、デジタル社会形成基本法、デジタル庁設置法、デジタル社会形成整備法、公的給付資金預金口座登録法、預貯金口座マイナ

ンバー管理法、自治体情報システム標準化法、この6つが設置されたり改定されたんですけれども、それに対する説明をまず、どういうものか、伺いたいと思います。

○増井太郎総務課長 法の改正のほうまでは今日その資料まで持ち合わせていないもんですから、今回、条例の改正ということで、その法に基づく説明ということでさせていただいて、また、デジタル庁とかの関係については、今後、所管のそういったところでまた御説明させていただくというか、今回は条例のことでということで御理解をいただければと思います。

○深田百合子委員 できましたら、こういう一部改正があるときに、その前段となる法改正があったということが一番の大きな理由でありますので、それに対してのやはり説明をしっかりといただきたい、これが前提条件だと思うんですよね。それが説明できなくて、単純に総務大臣から内閣総理大臣に変わるよという、そういう説明だけだとやっぱり納得できないんですよ。

それで、私は今回の6つの法案の成立した大きな狙いというのは、個人情報保護法の一元化とオープンデータ化、それから、国、自治体の情報システムの共同化と集約、マイナンバー制度の利用拡大、強力な権限を持つデジタル庁の設置、このことから、総務大臣の一部を全部の内閣総理大臣に集約するという、そういうことに地方自治体が今その整備へ統合されていくということが狙いにあると思います。

デジタル社会、1つの基本法の中には、国、自治体の情報システムの共同化と集約がこれからされていきますけれども、それに対してやっぱり個人情報が薄くなっていくのではないかという懸念、それから、自治体に対する影響とか、市民への影響というのをどのように考えておられますか。

○増井太郎総務課長 まず、デジタル庁の設置については、まずはデジタル庁の設置で内閣にデジタル庁が置かれたということで、その大臣というのが内閣総理大臣になると。それで、デジタル庁で先ほど言った情報ネットワーク、そちらのほうを所管することで改正が行われましたので、それに伴って条例を変えていったということになります。

法律の改正につきましては、なかなか私たちのほうでこれということは、どういった改正が行われたかというのは分かるんですけれども、どういったことかというのは、御審議はまた国のほうでされると。

あと、それに伴って市で持っている個人情報とかというものの保護に関しては、また焼津市の個人情報保護条例であるとか、そういったものの中で保護をしていく形、また、法律上で規定されるものについては、法律でちゃんと地方公共団体が持っているものについてもしっかりと管理していくという形が義務は課せられるとかというふうに考えております。

以上となります。

○深田百合子委員 今後、そうしたまた新たな条例制定とか整備というのがどんどんこれから始まっていくと思います。

その中で、今お話にあった情報連携、ありますよね。匿名加工情報制度と情報連携という、オープンデータ化とオンライン結合というのもこれから自治体にやらせるようになっていくんですよね。そうすると、教育とか、健康診断とか、介護サービスとか、子

育て支援のいろんなサービスが平準化、全国一律にしないと、こういうデジタル庁が管理できなくなってしまう。それで、私は、今後、自治体独自でサービスを向上させてやってきたものもできなくなってしまうのではないかと、そのことがすごく懸念されます。

それから、自治体部分というのは今後公布から2年以内に整備をしていくということなのですが、今現在、やっぱりリクナビとかアマゾンとか、LINEもそうですね、個人情報の問題がいろいろ加工はされているというけれども、自分の情報が知らない間に企業に行って、そこからまた情報が提供されているということが、特に就職活動の学生さんなんかにも影響が出ているということもありますし、個人情報の保護というのも、法律の中で縛りはあるけれども、すごく薄まっていくということが言われております。

ですので、やっぱり今回の問題というのは、1つは内閣総理大臣のデジタル庁に集約するということが自体が国民一人一人のプライバシーの侵害に当たりますし、地方自治体の独自の施策を弱めてしまう、カスタマイズができないというんですね。そういうことができなくなってしまう。国民生活への影響、それから、NTTなどの官民癒着の問題も国会で取り上げられていますということで、私は大きな問題になると思います。

○松島和久委員長 御意見として承っておきます。

今回の議題の第58号、条例の制定についてということで御意見を伺っております。

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。

○深田百合子委員 議第58号の第34条、ここ、総務大臣から内閣総理大臣に変更するという、この一部条例改正には、今、反対意見を申しあげました反対理由をもって賛成できませんので、市民へのプライバシー侵害と地方自治の侵害。私の意見としては内閣総理大臣、根本がちょっと。国会のほうでもいろいろ問題になってきましたので、それで、この間、政府のほうは資料が相次ぐミスがあったり、膨大な内容の法案を一括に審議してきたという、この乱暴さ、28項目にも及ぶ附帯決議の多さ、それから、十分な審議もしないままに国民の声も聞かずに強行したという、根本的な問題がありますので、そこを踏まえて、第34条については賛成できませんということを反対討論で申し上げたいと思います。

○松島和久委員長 御意見承りました。

討論を打ち切る。

◇採決の結果、議第58号「焼津市個人情報保護条例及び焼津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は賛成多数、原案のとおり可決すべきものと決定

○松島和久委員長 以上で総務部所管の議案の審査は終了した。

行政経営部所管の議案の審査に入る。

議第51号「焼津市税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

- 松島和久委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 岡田光正委員 2点。1点目は、いわゆる扶養親族、これ、海外の居住だとか、ああい
ったもの、いろんな問題が起こったものでこういうことになったんだろうと思うん
ですけども、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限るにした場合、うちの市の場合、
どのぐらい増加する。
- 鈴木文彦課税課長 岡田委員の御質疑にお答えします。
基本的に事業所等々で年末調整をしておりますので、年末調整の書類として事業所に
備え付けておりますので、こちらに来るのは結果といいますか、課税の状況だけになる
もんですから、数字的なものは今把握はしてございません。
以上でございます。
- 岡田光正委員 もう一つ、それに当然付け替えというのか、焼津の場合には海外の扶養
者のほうが多いのかな。そんな感じじゃないかな、どうなんだろう。この辺、ちょうど
いい機会だもんで教えてもらえたらなと思います。
- 鈴木文彦課税課長 先ほど申しあげましたとおり、数字のほうは把握してございませ
んので、申し訳ないんですけども、数字のほうは控えさせていただきます。
- 岡田光正委員 分かりました。
- 深田百合子委員 海外に住んでいる方の市民税の非課税の範囲ということですよ。そ
れで、括弧として、扶養親族は年齢16歳未満云々と書いてあるんですけども、先ほど
の説明で、30歳以上70歳未満は扶養の控除の対象としないという説明があったと思うん
ですが、その説明とここの括弧のところとどういうふうにつながるのか、説明をお願
いします。
- 鈴木文彦課税課長 非常に分かりにくい表現なものですから、私ども、絵というか、こ
んな感じですよというのを作りますけれども、それを配付させていただいてもよろしい
でしょうか。
- 松島和久委員長 許可いたします。
配付が終わりましたら、どうぞ。
- 鈴木文彦課税課長 第24条第2項と第36条の3の3ということで、読ませていただき
ます。
24条の第2項ということで、こちらにつきましては括弧書きで、16歳未満の者及び控
除対象配偶者親族に限るということで記載をされています。上段の改正内容につきまし
ては、扶養親族というのは一定の所得等々、前倒し整備なところもございますけれども、
扶養親族と申しますと、ゼロ歳から年齢制限なく扶養親族ということになります。
- 今回、改正で、外国人の方、30歳以上70歳未満の方については、控除対象扶養親族か
ら外すということで、真ん中に外国、バツと書いてありますけれども、これについ
て、今回の改正で外さなければいけないということでございます。扶養親族を加えてし
まいますと、外国のバツのところも入ってしまいますので、今回の改正につきまし
て、括弧書きで年齢16歳未満、薄い色目のところ、プラス、外国人のバツを抜いた控除
対象配偶者というつくりになっています。
- 片面につきましては、36条の3の3、ちょっとまたこちらも説明させていただきます
けれども、先ほど申しあげましたとおり、扶養親族の関係なんですけれども、扶養親族

につきましては年齢制限がないということで、一定の条件を満たせば扶養親族になります。

右側に移っていただきまして、改正前の控除対象扶養親族を除くとしますと、外国人も対象に入ってしまう。で本来、外国人のバツを抜かなきゃいけないもんですから、年齢16歳未満に限るということで、今度、下の段に改正後がございますけれども、16歳未満、薄い色が塗ってあるところに限定するという、こういった改正になっています。

以上でございます。

○深田百合子委員 30歳から70歳で外国に住んでおられる方は所得があるだろうということでバツになったという、扶養の対象じゃないということではないのかな。

○鈴木文彦課税課長 税制改正の中で外国に住んでいる方につきましては、本来、所得把握ができないもんですから、今までだと国内所得のみで判断してしまして、扶養控除対象配偶者としていました。税制改正の中で、外国に住んでいる方でもやっぱり一定の所得もあるということで、それは不公平というか、不均衡になってしまうということで、今回の改正につきまして、30歳から70歳、一定の要件を満たさない方については、外国に住んでいても控除対象配偶者にはしませんよという改正の趣旨でございます。

以上でございます。

○深田百合子委員 だから、大体、外国に住んでいる人は国内の所得がなくても外国で収入があるからということで、これが30歳から70歳。でも、36条の3では、70歳以上も外国の人は対象としていないんですか。外国の人だけじゃなくて、日本の人も対象とならないということですか。

○鈴木文彦課税課長 70歳以上の方で外国に住んでいる方、引き続き対象になります。

○深田百合子委員 なりますか。

○鈴木文彦課税課長 はい。

下の段の36条の3の3というものにつきましては、高齢者の方で年金を受け取っている方で16歳未満の方を扶養としている方については、年金に係る扶養親族の申告をなささいという規定がございまして、その中の規定で今回、外国人、バツテンになったところがございまして、その規定につきましてのみ、こういった表現になっております。

ですので、引き続き70歳以上の外国の方については、扶養控除の対象となります。

○深田百合子委員 分かりました。ありがとうございます。

○松島和久委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第51号「焼津市税条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○松島和久委員長 以上で行政経営部所管の議案の審査は終了した。

教育委員会事務局所管の議案の審査に入る。

議第59号「図書館システム機器一式の取得について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

- 松島和久委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 内田修司委員 まず、この図書館システム、たしか最初にか、前回の定例会で聞いたとき、図書にＩＣタグをつけて、それでもって管理するので、非接触で貸出し・返却処理ができるというふうに聞いたんですが、今、使用されているバーコードのぼつというやつと今回の導入するシステムの関係性を教えてほしいんです。どこら辺まで変えるのかとか、全く変えちゃうのかとか、そういったところを教えてください。
- 堀内千穂図書課長 内田委員の御質疑にお答えします。
- 全く全てをＩＣタグ付きのシステムに変えるのではなくて、といいますのも、ＩＣタグは蔵書全てにつけるんですが、特に公民館の図書室については貸出しの頻度が本館とかに比べまして少なくなっておりますので、従来のバーコード貸出しで対応させていただく予定です。
- ただ、公民館のほうも市内を巡回していきまして、公民館の本が焼津、大井川のほうにも回送で回ってくることもあるものですから、そちらにもＩＣタグをつけて今回対応するということになります。
- あと、焼津市の所蔵じゃない本、県から借りた本、他市から借りた本がございまして、そちらのほうはＩＣタグは読めないものですから、今までどおりのバーコードの対応となります。
- 説明は以上です。
- 内田修司委員 今の説明については了解いたしました。
- もう一つ、参考資料の４ページの選定結果のところを教えてほしいんですが、今回選定された会社さんともう一社さんの差で言うと、大体、今、選定された会社さんが点数で上回っているんですが、１番の実績のところの差、２５と３０という差、ここについて教えてください。
- 堀内千穂図書課長 実績というところですけど、自治体の導入の実績ということになります。対応している数は、業者Ａのほうはクラウド型の同じタイプのが２市１町ありまして、ＩＣタグのほうは県内ですと１町。県内だと３５自治体のうち１２の自治体が業者Ａのほうを導入しています。Ａのほうなんですけど、全国レベルで見ると、Ａの占める割合が今回私どもが交渉相手に選んだところよりも多少全国的なシェアが広がっています。
- 以上になります。
- 内田修司委員 分かりました。
- 須崎 章副委員長 私のほうからは、プロポの参加表明が当初３者あったということで、１者は辞退したというんですけど、辞退の理由か何かはお分かりでしょうか。
- 堀内千穂図書課長 公告した後、申込みをしていただいて、質疑応答まで終わったんですよ。向こうの質疑が９件ありまして、その回答を送り返したところで辞退ですというお返事が来たんですね。内容なんですけれども、技能要件の部分で、そのままカスタマイズせずに使える部分が非常に少ないということで、カスタマイズにお金がかかるということと、あと、ＩＣ機器の器具の購入費が抑えることができないという理由を上げていらっしゃいました。プロポのほうには途中で辞退ということで回答がありました。
- 以上です。

- 須崎 章副委員長 分かりました。ありがとうございます。
- 深田百合子委員 選定結果の表の中で、3の提案価格が100点満点で、静岡情報処理センターが満点になっております。業者Aが61.2ということは、かなり金額が安くなったということだと思うんですけども、どのぐらい差があった、この点数の差でいいんでしょうか。
- 堀内千穂図書課長 この点数の差が比例するんですけど、一応、提案価格の計算方法というのがございまして、当該提案価格分の最低提案価格、掛ける100という式に当てはめると、静岡情報処理センターのほうは結局この最低提案価格になって、すみません。それに対して、もう一方の業者Aのほうはこの式に当てはめると61.21ということになるということで、比例式を当てはめると、大分、提案価格のほうに差が出てしまっています。
- 以上です。
- 深田百合子委員 じゃ、ちなみに、こっちの5ページのほうのデスクトップとノートで23台とありますけど、デスクトップは1台幾らとか、すごく安くなったということもあるんでしょうか。
- 堀内千穂図書課長 明細をいただいているんですけども、デスクトップ型業務用端末一式というので22台、プラス、ノートパソコンということで、合計の金額しか出ていないもんですから、これが果たしてどのぐらい安くなっているかということは、金額的にははっきり分からないです。
- 深田百合子委員 一応4,833万4,000円の取得金額になっていましたので、工事価格も含まれるのかしら、ここの5ページの機器数量一覧の1から20のそれぞれの金額というものは出ているんですか。
- 堀内千穂図書課長 一応、一覧の中に金額は出ています。
- 深田百合子委員 じゃ、それはまた後で、一覧表、情報提供していただけますか。
- 堀内千穂図書課長 分かりました。
- 静岡情報処理センターのほうでよろしいんでしょうか。
- 深田百合子委員 取得したほうの。
- 堀内千穂図書課長 はい。
- 深田百合子委員 プロポーザル選定委員会のメンバーと、あと、配点なんですけれども、一番大きいのが企画提案書になっております。点数の違いによって、今回は実績だけが業者Aが上回ってございましたけれども、配点のつけ方は誰がどこで考えて提案しているのか。プロポーザル選定委員会の中で決めたことなのか、そのメンバーは誰になるのか、教えてください。
- 堀内千穂図書課長 まず、深田委員御質疑の選定委員会のメンバーでございますけれども、全部で8人で、教育委員会の事務局長を委員長としまして、あとは、公民館を管轄していますスマイルライフ推進課長、私、図書課長、あと、システムということで、デジタル戦略課の情報システム担当の主幹と、システムを、今回ICタグを貼るのに関係のある公民館長の代表と、両図書館の主幹、係長及び主任、主査の以上8名でございます。
- 評価項目の割合、配点につきましては、選定委員会のほうの各委員に内容を提示しま

して、決裁を取っております。これでよろしいかということで同意を得て、配点の割合になっています。プロポーザル選定委員会のほうで案を見ていただいて、各委員にいろんな意見をいただいた上で、最終的な配点の方針になっております。

○松島和久委員長 事務局長、何か説明があるんですか。お願いします。

○櫛田隆弘教育委員会事務局長 今回の説明のとおりなんです。事前に選定委員会のほうで図書館の事務局の配点の提案を受けまして、そこで審議して決めたということでありませう。

以上でございます。

○深田百合子委員 分かりました。

○池谷和正委員 今回の深田委員の質疑とちょっとかぶるところはあるんですけど、実際、企画提案のところは今話を聞いていたら、400点中276.66というところ、かなりシビアな中身を見てもらって、業者Aというところがシェアをこの辺で持っていますよという説明をいただいたんですけど、その中身の企画を見たときに、今回契約なされた静岡情報処理センターさんが上回ったという。

この数字を見ればかなり細かく審議されたのかなというのは見えてくるんですけど、その中の1つ聞きたいのが、非接触型というのが、新型コロナウイルス感染症がどこで収束して、このシステム自体が何年先を見据えて今こういうふうになっているかというのが、今は皆さん新型コロナウイルス感染症でそうやったほうがいいと思うんですけども、実際ここに出てくるシステムの更新スケジュール、セキュリティーというところで、セキュリティーなんかは特に400点の中には多分入っていたと思うんですけど、こういう点数を見てみると、何年ぐらいで更新していくのかというのがまず1つ。もう一つがこの企画の中でのセキュリティーという部分ではどれぐらいの安心度を持ってオーケーしているのかというのを、その辺、少しお聞かせください。

○堀内千穂図書課長 池谷委員の御質疑にお答えします。

今回のシステムは買取りになります。なので、機器の適正から5年から6年の期間が入っております。

あと、セキュリティーに関してですけれども、今回優先になったところの静岡情報処理センターは、システム全体に対する対策と、あと、データセンターという機器のセンターを持っているので、そのところの対策と、利用者の情報の保護対策を行う内容で提案をいただいております。

データセンターの安全性を確認するための品質基準というのが最高レベルの4という相当だということを聞いていまして、あとは、利用者の個人情報保護のために、業務用サーバーでは、利用者データの個人情報に対して暗号化を行うということでした。

以上になります。

○櫛田隆弘教育委員会事務局長 セキュリティーの問題なんですけれども、静岡情報処理センターにつきましては、NECのシステムを使っております。かなり大きなところなものですから、それに従ってデータの管理なんかも十分にされているというところで、もう一者のほうも日本の中では大きなメーカーさんです。したがって、両方ともセキュリティーに関しては十分な対策を取っているというところで、実際の点差については、セキュリティーの部分については、そういう大きな差はございませんでした。

以上でございます。

○池谷和正委員 ありがとうございます。セキュリティーというか、内田委員が、もともと元職がそういうところにたけているもんですから、また内田委員にいろいろ中身については聞いておくということ。

一般市民がやっぱり気になるところはそういうところで、物事がちょっと変わったときには、システムが変わっておくよといったときに、ここ先は要望になりますけど、軌道に乗るまでは皆さんになるべく手厚い説明、やり方を含めてですけど、こういうことをまた気にして図書館を利用してもらう、本と触れ合う機会を増やしてもらうと。システムから広がるそういうネットワークみたいなものも含めて、また期待をしているところでもありますので、よろしくお願いします。

以上です。

○深田百合子委員 今の池谷委員のことで思い出したというか、五、六年で更新するということは、また五、六年たったら同じような金額でプロポーザルによる契約をし直すということをしなればいけないのかというのが1点と、今回、個人情報保護条例の一部改正がありまして、先ほど議論したんですけれども、総務大臣から内閣総理大臣に個人情報の提供先というのが、通知がいただいておりますことになったんですよ。そうすると、先ほどもう一者のほうはカスタマイズができないからだとの理由で辞めたと。あんまり独自にいろんなカスタマイズを入れると、今後、また国のほうでこういうやり方でやりなさいという指示が出てくるのではないかというのが私は心配なんですけど、そうしたものも含めて、教育委員会として、図書館の個人情報のオープンデータ化したものを情報提供の1つにされるんでしょうか。

○池谷和正委員 貸出しだけでしょう。

○深田百合子委員 いや、貸出しの情報、どんな本が多いのかとかというのは、やっぱりデータが蓄積されるんですね。

○榎田隆弘教育委員会事務局長 国から示された内容というか、項目というか、そういったものに従って、図書館システムでそういう項目があればもちろん出すようなことになるとは思いますけれども、基本的に個人情報なもんですから、内容的に限られている図書館システムをつくったときの貸出しだけだもんですから、かなり制限されたものでありますので、また、その辺は今後、国の示すものに従っていろいろ考えていきたいということになるかと思います。

以上でございます。

○深田百合子委員 だから、国が何を示して出さないと言ってくるかがすごく問題で心配なところなんです。例えば一、二年前でしたっけ、『はだしのゲン』を図書館に置いてあって、その貸出し状況がどうなのかというのはオープンデータ化されて、全国の図書館がどういう貸出しの状況なのかというのも、国がおいと言えれば全部調べることができるんだよね。そういうことにつながることを私は心配したもんですから、じゃ、また注視をしていってください。

委員長、先ほどの回答がないけど。五、六年たってから契約をまたし直すのかどうかというの。

○松島和久委員長 最初の部分の、今後、五、六年後に更新を迎えるということなんです

が、そのときどうやってやるかということも。

○堀内千穂図書課長 深田委員の御質疑にお答えします。

正直、5年後、6年後にまた大分世の中も変わっていて、システムなんかも飛躍的に変化があるかもしれないので、それこそいろんな他館のというか、全国的な図書館の状況を見ながら、どういう方法がいいのかということを5年の間に考えたいと思っています。

以上になります。

○深田百合子委員 分かりました。

○松島和久委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第59号「図書館システム機器一式の取得について」は全会一致、可決すべきものと決定

○松島和久委員長 以上で教育委員会事務局所管の議案の審査は終了した。

以上で当委員会に付託されていた議案の審査は終了した。

これで総務文教常任委員会を閉会とする。

閉会（10：02）